

ID: 242

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	昭和52年条例第16号		
【基準】	<p>第4条、第5条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 体育館等を使用しようとする者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、体育館等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理、運営上支障があると認めるとき。 (5) その他、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第6条第2項ただし書		
例規番号	昭和52年条例第16号		
<p><b>【基準】</b>  第6条の規定による。  (行為の制限)  第6条 使用者は、許可を受けた目的以外に体育館等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  2 体育館等及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会が許可した場合は、この限りでない。  (1) 物品を販売すること。  (2) 工作物その他の施設を設けること。  (3) 募金、その他これに類する行為をすること。  (4) 施設及び設備を損傷又は滅失すること。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 246

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第8条第3項		
例規番号	昭和52年条例第16号		
【基準】	<p>第8条及び真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例施行規則第13条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き前納とする。</p> <p>3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 条例第8条第3項に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の機関が主催する行事に使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 国又は県が主催する行事に使用するときは、教育委員会が特に必要があると認めるときは2分の1を減額する。</p> <p>(3) 市スポーツ協会及び加盟団体が主催する年間行事のうち教育委員会が認めたものについては免除し、その他のときは2分の1を減額する。</p> <p>(4) 社会教育団体、その他公共的団体が使用するときは2分の1を減額する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減額若しくは免除することができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例 第9条ただし書		
例規番号	昭和52年条例第16号		
<p><b>【基準】</b>  第9条の規定による。  (使用料の還付)  第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の第1号に該当する場合は全額、第2号及び第3号に該当する場合は半額を還付する。  (1) 災害、その他使用者の責によらない事由により、使用することができなくなったとき。  (2) 使用日前7日までに使用の取り消しを申し出たとき。  (3) その他教育委員会が特別の事由があると認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	会議室等の使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市総合体育館等の設置、管理及び使用条例施行規則 第12条		
例規番号	昭和52年教育委員会規則第3号		
<p><b>【基準】</b>  第12条の規定による。  (会議室等の使用)  第12条 会議室等を使用しようとする者は、体育館会議室等使用申請書(様式第6号)を、館長に提出し許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名根拠条項</b>	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第5条第1項及び第3項		
<b>例規番号</b>	平成21年条例第23号		
<b>【基準】</b>	<p>第4条から第6条まで及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の範囲)</p> <p>第4条 地域体育館を使用できる者は、市内に居住し、又は本市に在勤若しくは在学する者で、10人以上の団体を構成し、かつ、使用責任者として成人が含まれる団体で、あらかじめ教育委員会に登録申請をし、承認された団体(以下「使用団体」という。)とする。 (使用の許可)</p> <p>第5条 地域体育館を使用しようとする使用団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、地域体育館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた使用団体が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	10日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 251

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	平成21年条例第23号		
<p><b>【基準】</b>  第7条の規定による。  (行為の制限)  第7条 使用団体は、許可を受けた目的以外に地域体育館を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  2 地域体育館及びその敷地内においては、次の行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会が許可した場合はこの限りでない。  (1) 物品を販売すること。  (2) 工作物その他の施設を設けること。  (3) 募金その他これに類する行為をすること。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第9条第3項		
例規番号	平成21年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例施行規則第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 使用団体は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き、使用許可の際納付しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第9条第3項に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の機関が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 社会教育団体若しくは公共的団体が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 255

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例 第10条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成21年条例第23号		
<b>【基準】</b>	<p>第10条及び真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例施行規則第条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第10条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第9条第3項に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の機関が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 社会教育団体若しくは公共的団体が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>		
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 256

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	団体の登録		
例規名 根拠条項	真岡市地域体育館の設置、管理及び使用条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成21年教育委員会規則第16号		
<p><b>【基準】</b>  第4条の規定による。  (登録の申請)  第4条 条例第4条の規定による登録を受けようとする団体は、地域体育館使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。  2 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名根拠条項</b>	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第3条第1項及び第3項		
<b>例規番号</b>	昭和47年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条、第4条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第3条 運動場を使用しようとする者は、真岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、運動場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、夜間照明設備の使用が3日以上にわたる場合又は反復使用することによって他の使用者の使用の妨げとなる場合には、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 258

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	昭和47年条例第16号		
<p><b>【基準】</b>  第5条の規定による。  (行為の制限)  第5条 使用者は、許可を受けた目的以外に運動場を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  2 運動場及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会が許可した場合は、この限りでない。  (1) 物品を販売すること。  (2) 工作物その他の施設を設けること。  (3) 募金その他これに類する行為をすること。  (4) 施設及び設備を損傷又は滅失すること。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 261

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第7条第2項		
例規番号	昭和47年条例第16号		
【基準】	<p>第7条及び真岡市運動場設置、管理及び使用条例施行規則第3条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用料は、無料とする。ただし、別表に規定する施設については、同表に定める使用料を使用許可の際納付しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第3条 条例第7条第2項に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。ただし、夜間照明設備は第1号のみを適用する。</p> <p>(1) 市の機関が主催する行事に使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 国又は県が主催する行事に使用するとき、教育委員会が特に必要があると認めるときは2分の1を減額する。</p> <p>(3) 市スポーツ協会及び加盟団体が主催する年間行事のうち教育委員会が認めたものについては免除し、その他のときは2分の1を減額する。</p> <p>(4) 社会教育団体、その他公共的団体が使用するときには2分の1を減額する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額若しくは免除することができる。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市運動場設置、管理及び使用条例 第8条ただし書		
例規番号	昭和47年条例第16号		
【基準】	第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責によらない事由により、使用することができなくなったとき。 (2) 使用日前7日までに使用の取消しを申し出たとき。 (3) その他教育委員会が特別の事由があると認めたとき。		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

<b>処分の概要</b>	使用の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第5条第1項及び第3項		
<b>例規番号</b>	昭和63年条例第7号		
<b>【基準】</b>	<p>第4条から第6条まで及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用対象者)</p> <p>第4条 開放施設を使用することができる者は、市内に居住し、又は本市に在勤若しくは在学する者で、10人以上の団体を構成し、かつ、使用責任者として成人が含まれている団体で、あらかじめ教育委員会に登録申請をし、承認された団体(以下「使用団体」という。)とする。 (使用の許可)</p> <p>第5条 開放施設を使用しようとする使用団体は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、開放施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた使用団体が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 (2) 開放施設及び設備を損傷又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) 管理運営上支障があると認めるとき。 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	10日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 264

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<p><b>【基準】</b>  第7条の規定による。  (行為の制限)  第7条 使用団体は、許可を受けた目的以外に開放施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  2 開放施設及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会が、許可した場合はこの限りでない。  (1) 物品を販売すること。  (2) 工作物その他の施設を設けること。  (3) 募金、その他これに類する行為をすること。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 267

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第9条第3項		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条及び真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 使用団体は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、教育委員会が認める場合を除き、使用許可の際納付しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、別に定めるところにより、第1項の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第9条第3項に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の機関が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 社会教育団体若しくは公共的団体が主催する大会又は行事に使用するときは、免除する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和63年条例第7号		
<b>【基準】</b> 第10条の規定による。 (使用料の還付) 第10条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ振興課

<b>処分の概要</b>	団体の登録		
<b>例規名 根拠条項</b>	真岡市立小・中学校の施設開放に関する管理及び使用料条例施行規則 第4条 第1項		
<b>例規番号</b>	昭和63年教育委員会規則第7号		
<b>【基準】</b>	<p>第4条の規定による。 (登録の申請)</p> <p>第4条 条例第4条の規定による登録を受けようとする団体は、学校体育施設使用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日